

# 沼田都市計画マスタープラン改訂版

## —概要版—

### ●都市計画マスタープランとは

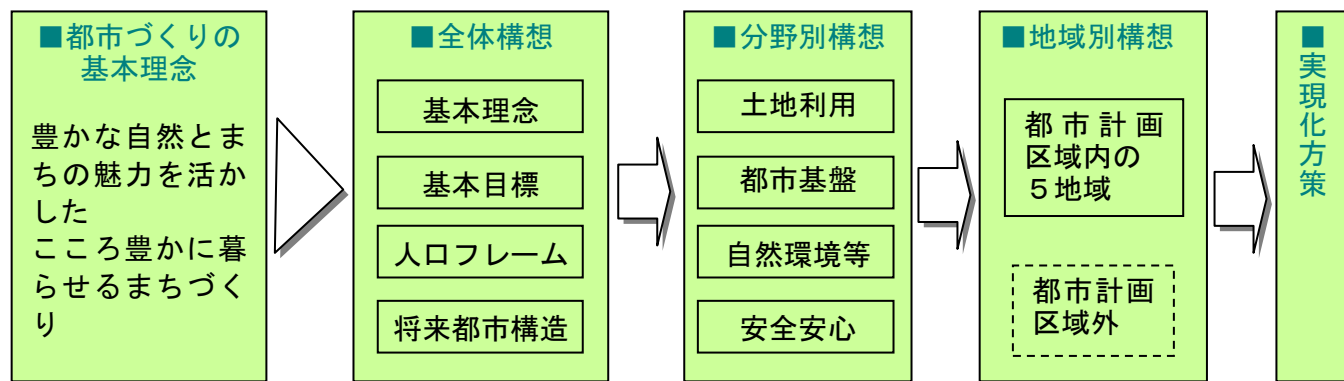
都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村ごとに地域の実情と市民の意向を反映した、都市計画に関する最も基本的な方針を定めるものです。

### ●沼田都市計画マスタープラン改訂の主旨

沼田市では、平成22年3月に沼田都市計画マスタープランを策定しましたが、策定後、約10年が経過し、人口減少と高齢化が同時に進行する局面において都市づくりを取り巻く環境は大きく変化しており、社会情勢や財政状況の変化を考慮し、これらの状況に対応した改訂が必要となりました。

そこで、現計画に掲げる基本理念、基本目標や基本方針を継承しつつ、本市を取り巻く環境の変化や上位計画である沼田市第六次総合計画などに対応した見直しを行うとともに、都市づくりに関わる施策・事業の進捗による時点修正を行うため、沼田都市計画マスタープランを改訂することとしました。

### ●沼田都市計画マスタープランの構成



### ■全体構想

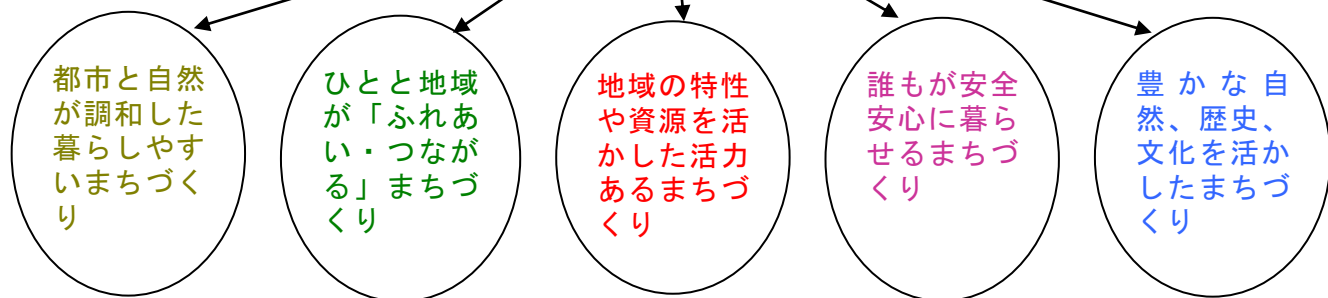
#### ●沼田市第六次総合計画における「本市の将来像」

「ところ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」

#### ●沼田都市計画マスタープランにおける「都市づくりの基本理念」

豊かな自然とまちの魅力を活かしたところ豊かに暮らせるまちづくり

#### ●基本目標



### ●将来都市構造像イメージ（市全域）



### ●将来都市構造像イメージ（都市計画区域）



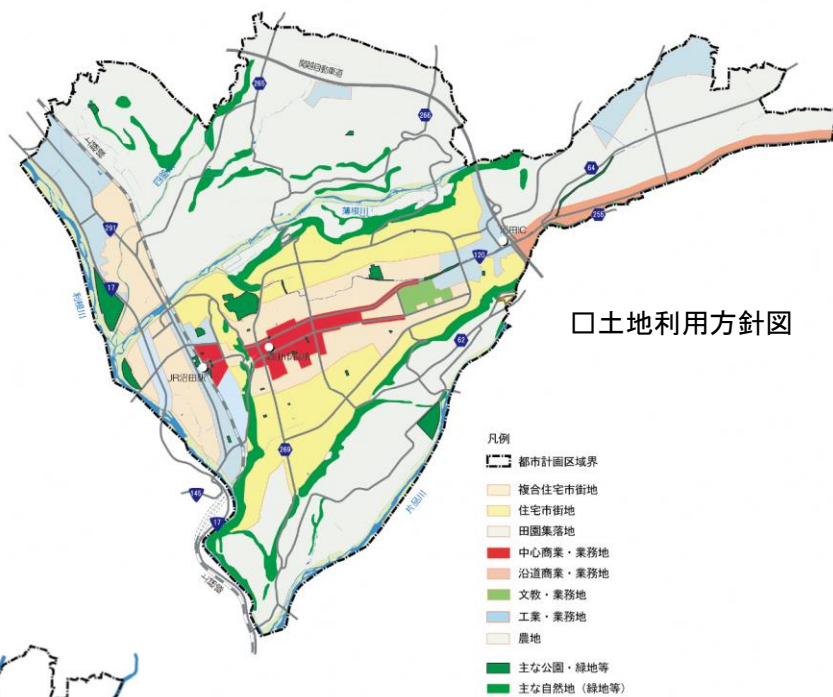
利根川、片品川、薄根川の3つの河川と河岸段丘緑地が作り出す本市の豊かな「水と緑」の自然環境と調和・共生し、少子高齢・人口減少等の社会状況や気候変動等の地球環境問題に対応するため、まちのまとまりのある持続可能な都市構造の実現を目指します。

## ■分野別構想

### ●土地利用の方針

豊かな自然環境の保全・活用と都市的土地利用の調和した秩序ある土地利用に関する基本的な考え方として次の事項を定めます。

- (1) 秩序ある土地利用の誘導
- (2) くつろぎ、ゆとりある定住環境の形成
- (3) 市域全体の活性化を促す商業・文教・業務機能の誘導
- (4) 企業誘致にあわせた立地環境の形成
- (5) 自然地、農地の保全・活用
- (6) 都市計画区域外の方針



### ●都市基盤施設の整備方針

市内及び他都市とを結ぶ道路網、公園や緑地、公共下水道等供給処理施設など、都市基盤施設の整備に関する基本的な考え方として次の事項を定めます。

- (1) 効率的な道路ネットワークの形成
- (2) 公園・緑地の充実とネットワーク化
- (3) 生活を支える供給処理施設の基盤整備促進
- (4) 利便性の高い交通手段の確保
- (5) 市民の生活を支える施設やサービスの充実



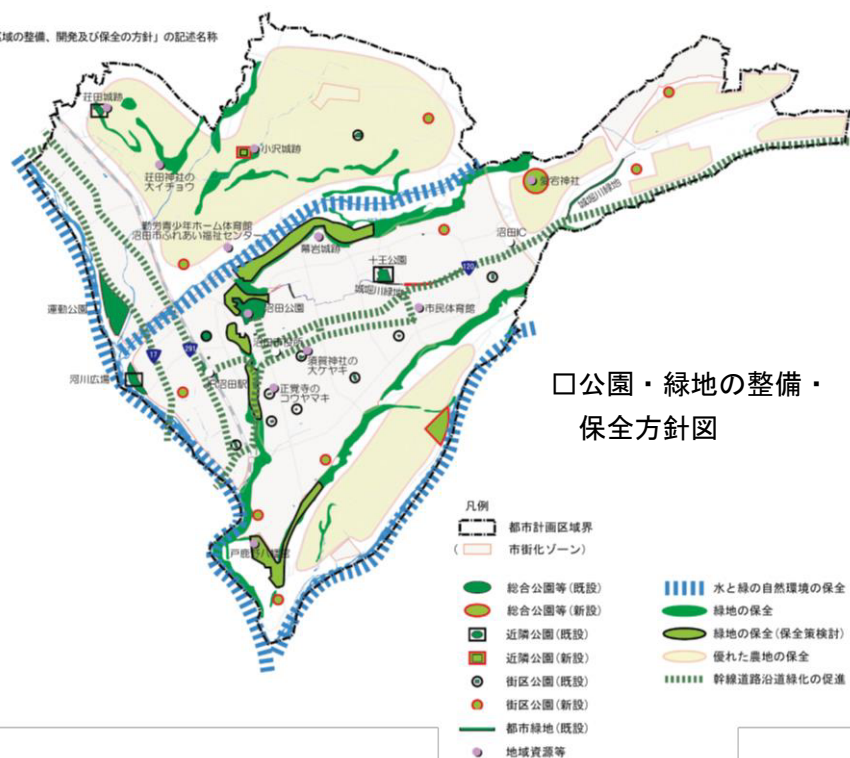
### ●自然環境、景観等の整備・保全の方針

豊かな自然環境と良好な景観を守りながら、本市が有する自然・歴史文化・観光資源などを整備・活用するための基本的な考え方として次の事項を定めます。

- (1) 豊かな自然環境の保全・活用
- (2) 都市と自然が調和した美しい景観の形成
- (3) 歴史文化・観光資源等の活用と交流人口の創出

### ●安全安心まちづくりに関する方針

自然災害への対応、治安の維持など安全安心に暮らすための基本的な考え方を定めます。



## ■地域別構想

### ●中央地域 —利便性が高く、にぎわいあふれる生活文化交流地域—

本市の「顔」にふさわしい多様な都市機能が集積する利便性の高い生活環境の整備を進めることで、市民が安全で快適に暮らし、まちの楽しさや歴史文化資源、自然環境などの魅力により地域内外からも多くの人が集まり交流する地域づくりを目指します。

### ●西部地域 —交通利便性を活かした暮らしと産業活力の創出地域—

本市の玄関口にふさわしい、にぎわいのある地域として、鉄道、道路の交通利便性を活かした産業の集積による活力のある地域づくりを進めるとともに、利根川や河岸段丘の自然環境に調和した緑豊かで、便利な、住みやすい地域づくりを目指します。

### ●東部地域 —活力ある商業や産業と営農環境が調和した産業交流地域—

田園集落地の維持・保全を基本としながら、交通利便性を活かした沿道商業施設の誘導、工業・業務機能の集積、田園集落地内の居住環境の改善整備を促進し、豊かな田園環境と商業や産業が共生する地域づくりを目指します。

### ●南部地域 —豊かな農地が広がりおだやかで暮らしやすい環境保全地域—

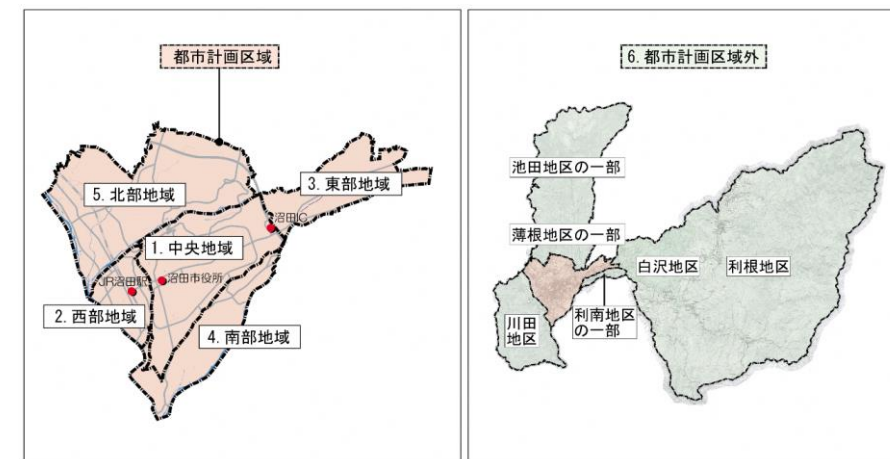
田園環境の維持・保全を基本としながら、運動広場の整備、生活道路の改良整備などを促進し、地域の活性化と生活環境の向上を図り、豊かな自然と農地が広がるおだやかで暮らしやすい地域づくりを目指します。

### ●北部地域 —農業・産業が暮らしや豊かな自然と調和した共存地域—

上越線西側の国道沿道地域では交通利便性を活かした活力ある産業の集積や職住近接のまちづくりを進め、上越線東側の田園地域では水と緑の自然環境や城址などの歴史文化資源の保全・活用と集落地の居住環境の改善を図り、活力ある産業と豊かな自然環境・歴史文化資源が共存する地域づくりを目指します。

### ●都市計画区域外 —生活環境の向上と交流人口の創出による地域の活性化—

都市計画区域外の地域においては、既存の田園集落地・山間集落地等の生活環境の維持・保全に努めます。また、支所周辺などの地域拠点における生活・交流機能の充実を図り、文化・レクリエーション拠点においては環境整備を促進し、地域の生活環境の向上と交流人口の創出による地域の活性化を目指します。



## ■実現化方策

### ●市民・企業・行政等による協働のまちづくり

今後、本計画に基づくまちづくりを具体的に推進していくためには、市民・企業・行政等による協働のまちづくり体制を確立し、地域をよく知り、地域の課題に柔軟かつ迅速に対応できる市民の協力と、専門的な知識やアイデア、資本力を有する企業などの民間活力導入を図り、効果的な都市づくりを進めていくことが必要です。

### ●沼田都市計画マスタープランに基づく都市づくりの推進

今後は、今回改訂した沼田都市計画マスタープランに基づいて都市計画決定(変更)の手続きを進めるとともに、都市計画事業の実施により都市づくりを推進します。また、概ね5年ごとに実施される都市計画基礎調査の結果を活用し、進捗状況や都市づくりの問題点を把握することにより、都市づくりの状況を評価します。

## 沼田都市計画マスタープラン 概要版

■問い合わせ先：沼田市建設部都市計画課  
〒378-8501 群馬県沼田市西倉内町780番地 電話 0278-23-2111(代表)